

駒ヶ根市敬老会運営事業業務委託について

各区長 様

民生部 福祉課長

敬老会の開催について、下記のとおり委託契約の方法により実施いたしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1 敬老会運営事業について

各地区で実施する祝賀敬老会及び敬老会に代えて敬老祝品の贈呈等の敬老の意を表す事業とします。

(1) 委託料の額（事業実施後支払）について

・委託料の額：地区内の75歳以上の対象者（招待者）×@600円（上限額）

(2) 敬老会運営事業業務委託契約について

委託業務の契約等の手続きは、4月中旬に市から委託契約書締結のお知らせをお送りします。委託契約締結後、実施の約2ヶ月前までに下記の書類の提出をお願いいたします。

・書類：◎実施事業計画書（別紙1） ◎個人情報の保護に関する誓約書（別紙2）

(3) 対象者名簿について

事業実施計画書等が提出され次第、対象者名簿を作成し、1週間程度を目途に紙媒体で提供いたします。

(4) 敬老会事業の開催について

対象者名簿提供後の開催準備等は、各地区でこれまでと同様の流れで準備を進めていただきます

(5) 実績報告書について

敬老事業実施後、速やかに実績報告書を福祉課まで提出してください。実績報告書提出後、委託料をお支払いたします。

・添付書類・・・◎実績報告書（別紙3） ◎請求書（別紙4）
◎決算書、写真など事業実施の記録

2 その他

委託関係の書類の提出は、福祉課（保健センター内）までお願いします。各種様式は市ホームページからダウンロードいただくか、電子ファイルでお渡しできますので下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

福祉課 高齢福祉係

電話 83-2111 内線 316

fukusi@city.komagane.nagano.jp